

事務連絡
令和3年2月26日

別記 御中

厚生労働省老健局老人保健課

本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

日頃より介護保険行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、内閣官房情報通信技術（IT）室では、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を行っています。

内閣官房情報通信技術（IT）室より、令和2年12月11日にマイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおいて決定された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」を踏まえて、マイナンバーカード等による偽造困難なICカードを用いた本人確認を基本とするデジタル化・厳格化について、関係業界の皆様にご協力をいただき、改めて連絡が参りました。

貴会におかれましては、これらの事項について、貴会会員各位のご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

(別記)

公益社団法人	全国老人保健施設協会
一般社団法人	日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会	
公益社団法人	日本看護協会
公益財団法人	日本訪問看護財団
一般社団法人	全国訪問看護事業協会
一般社団法人	全国デイ・ケア協会
一般社団法人	日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人	日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人	日本言語聴覚士協会
一般社団法人	日本作業療法士協会
公益社団法人	日本理学療法士協会